

一般質問

第4回定例会では、9人の議員が質問を行いました。主な質問内容は次のとおりです。

くまもと未来



藤山 英美議員

質問 1 **市電の東部延伸について**
公共交通の基幹を担う市電の役割は益々重大。費用対効果も視野に据えた検討状況及び今後の取り組みは。

答弁 現在、東部・田崎・南熊本駅の3方面について、5ルート of 調査を進めており、来年度以降、実現可能なルート案を決定したい。



質問 2 **東区役所庁舎へのATM及びホール設置について**
保険料等の納付に便利なATMと市民と行政の協働を育むホールを設置し、東区役所の施設機能を高めるべき。

答弁 ATMの設置に向け努力していく。ホールについては、当面、東部・秋津の両公民館ホールとの連携により機能確保を図っていく。

共産党



那須 円議員

質問 1 **認可外保育所への助成拡充と保育料軽減**
認可外保育所への助成を拡充するとともに第2子半額、第3子以降無料といった多子世帯軽減の適用を。

答弁 多様な保育サービスへのニーズを踏まえた上で、実質的な待機児童の解消に至るまでの、助成制度のあり方について検討して行く。



質問 2 **桜町再開発でのMICE施設整備について**
桜町再開発の保留床取得費は、民間部分に比べ、市が取得するMICE部分が3倍も高くなっている根拠を示すべき。

答弁 民間部分とは設備や天井高等が異なるため単純比較はできない。今後、専門家による精査等により妥当性を確認し、適宜示していく。

自民党



原 亨議員

質問 1 **組織改編・観光局の創設について**
現状では局の目的が曖昧である。「稼ぐ観光」を戦略的に推進するには、観光に特化した組織体制を創設すべき。

答弁 観光が地域経済に与える影響は大きいことから、観光振興と地域経済の活性化等を一体的に進める「経済観光局」の設置を考えている。



質問 2 **改正品確法への対応について**
法に規定された発注者責務の実施や、地場建設業界の育成及び振興に取り組む専門部局の設置を求める。

答弁 改正品確法の趣旨に鑑み、建設業界や厳しい環境に適切に対応できるよう、本市の組織のあり方について、今後検討していく。

市民連合



福永 洋一議員

質問 1 **地域包括ケアシステムの構築について**
高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、医療と福祉の連携・ヘルパーの雇用確保策等の充実が必要。

答弁 医療と福祉の連携・人材の確保が重要であり、賃金水準の改善や社会的評価の向上等を図り、実効性のある取り組みを検討して行く。

質問 2 **未来を担う子どもたちの食を支える取り組み**
安心・安全な食を提供する学校給食業務は直営とすべきもの。今年度民間委託を行った9校の検証と今後の方向性は。

答弁 アンケート調査、評価委員会から直営時と同様の評価を頂いている。民間委託については、十分な受託能力のある業者を選定する。



公明党



藤永 弘議員

質問 1 **特定検診でのピロリ菌検査によるがん対策を**
胃がんの大きな原因と指摘されているピロリ菌の血液検査を、国民健康保険の特定検診項目に追加すべきでは。

答弁 ピロリ菌血液検査は、国においても研究段階であることから、本市においても課題の整理や方法について研究を行っていく。



質問 2 **TPP(※1)対策としての海外販路拡大等の推進**
世界のGDP(※2)40%を占める巨大市場11ヶ国との人的交流と、マレーシア・カナダへの販路拡大の取り組みは。

答弁 人的交流は東アジア戦略の国を中心に深めたい。マレーシアとはハラル(※3)認証、輸出投資、カナダとは、ミカンの販路拡大の可能性を検討したい。

主な議案の概要

● 平成27年度熊本市一般会計補正予算を可決

〈主な内容〉

- 選挙人名簿システム等改修経費 ……300万円
- 防犯カメラ設置費助成経費 ……214万9千円
- 地場農産物を活用した地域活性化事業 ……4,000万円
- 熊本遺産魅力発信事業 ……2,220万円

● 熊本市手数料条例の一部を改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードを利用して民間端末機を介して証明書等の交付を行う場合における手数料の新設等をするため、本市手数料条例の一部改正を行った。

※このほかの議案などの審議結果は、熊本市議会ホームページをご覧ください。

トピックス

北口議員への辞職勧告決議案を全会一致で「可決」

平成27年9月、不当要求行為等防止対策会議より、同年3月に開催された肉豚委託販売契約調印式における北口和皇議員の言動等が、「暴力行為等社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図ろうとする行為」、「乱暴な言動により職員に身体、精神等への不安を抱かせる行為」及び「社会常識を逸脱した手段により、行政執行を妨げる行為」として、不当要求行為等に相当するとの調査結果が示された。

しかも、この調印式は、同年1月に市のコンプライアンス担当監から、「市議会議員からその地位による影響力を不正に行使され、行政執行を妨げられることがある」ことが指摘され、「行政執行に市議会議員が介入し、その影響力を不正に行使することなどあってはならない」ことを再認識すべきとの意見があった直後の行為であり、本市議会に対する市民の

信頼を大きく失墜させたものであった。

さらに調査結果においては、調印式以前にも「高圧的、感情的、乱暴な言動で職員を叱責することが多くあった」ことなど、職員に対する高圧的な言動や態度が常態化していたことが明らかにされており、政治倫理審査会懇談会の委員からも「議員として品性を欠いたあるまじき行動であった」、「議員の適正が疑われる」等の意見があった。

このように北口議員がこれまで行ってきた言動は、熊本市政治倫理条例の定める政治倫理基準に明らかに反する行為であるとともに、本市議会に対する市民の信頼を大きく失墜させたことから、議員として辞職をもってけじめをつけるほか策はないものとして、議員辞職勧告決議案を全会一致で可決した。